

福井市監査告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した令和3年度定期監査の指摘事項等について、改善状況を確認したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年3月28日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	八	田	一	以
福井市監査委員	福	野	大	輔

1 監査の種類

定期監査（所属別定期監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

市民生活部

市民サービス推進課及び市民協働・ボランティア推進課

(2) 監査範囲

令和3年度定期監査（所属別定期監査）における指摘事項等に係る事務

3 監査の着眼点（評価項目）

支出事務及び収入事務について福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）等に準じて適正に行われているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿等を調査するとともに、関係

職員からの聴取を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和5年1月31日から同年3月22日まで

5 監査の結果

上記1から4までに記載したとおり監査した限りにおいて、適切に処理されていた。